

本書の作成経過

～権利擁護相談事例集発行にあたって、あしすとが意図したこと～

あしすとでは、相談事業の推進にあたり、開設当初から、当事者団体や地域相談機関、弁護士、学識経験者等から構成する委員会（現：相談事業推進委員会）を設置し、協議してきました。ここでは、身近な地域での権利擁護相談の充実に向けた委員会の議論を紹介します。

あしすとの権利擁護相談支援事業

- ・ 平成 10 年 10 月、「かながわ権利擁護相談センター（愛称：あしすと）」は、判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても障害等のために十分に権利行使できない障害者や高齢者を支援する機関として設置されました。
- ・ 市町村においては、平成 18 年度の法制度の見直しに伴い、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等の権利擁護相談体制が整備されています。地域における継続的・専門的な権利擁護相談体制を充実していくためには、相談機関や専門機関との協働に向けたつながりづくりが必要です。
- ・ あしすとでは、身近な地域での権利擁護相談の早期発見、迅速な対応に向けた権利擁護ネットワークづくりの支援を目的に事業を推進しています。そして広域の専門相談機関として、地域の困難事例や制度・サービスのはざまにある相談等の支援に向け、専門団体との協働体制を推進し、専門性を高めていくことを課題としています。

権利擁護ネットワークとして機能するしくみ

- ・ 権利擁護に限らず、地域には様々なネットワークが構築されています。では、それぞれの地域の実情に応じた権利擁護ネットワークとは、どのようなしくみをさすのでしょうか。既存の相談支援ネットワークを権利擁護ネットワークとして機能させるには、どうすればよいのでしょうか。
- ・ 委員会では、地域相談機関の困難事例や当事者家族からの相談対応等を踏まえ、機能している権利擁護ネットワークの共通点を探り、必要とされる視点について協議しています。

権利擁護ネットワークの全体像を整理した相談事例集

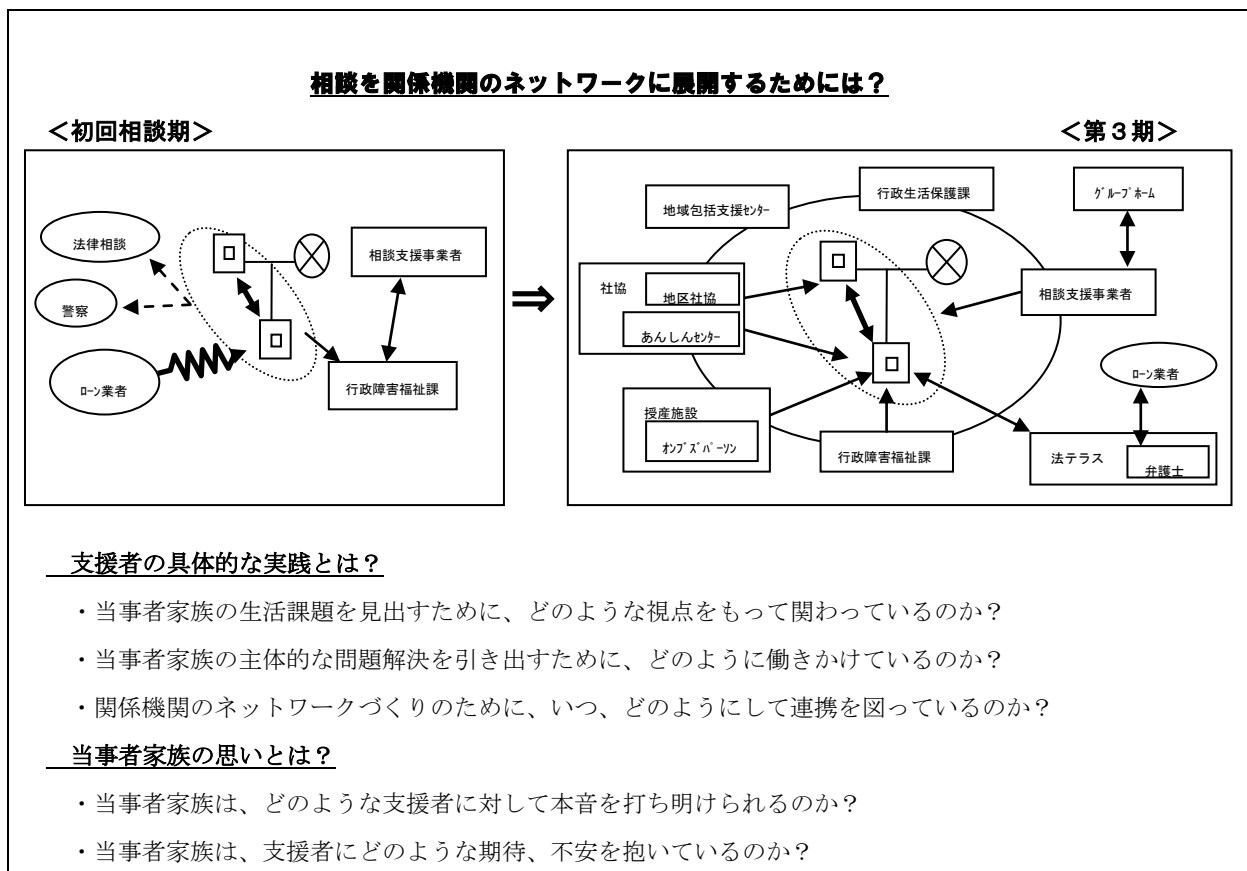
- ・ あしすとでは、これまでの委員会取り組みのまとめとして、昨年 5 月に相談事例集を発行しました。身近な地域での権利擁護相談の充実に向け、職員（個人）、相談支援機関（組織）、関係機関のネットワークに求められる視点や地域づくりの課題をまとめています。（33 ページ：全体整理図）
- ・ 地域の実践事例においては、関係機関のネットワークが展開されていく経過を中心に紹介し、支援課題に応じてネットワークは広がり狭まること、ネットワークを構成する相談支援機関等がその専門性（役割）を発揮していること、旗振り役（総合調整機能）を中心に関係機関のネットワークが保たれていることを整理しました。

身近な地域での権利擁護相談の解決に向けて

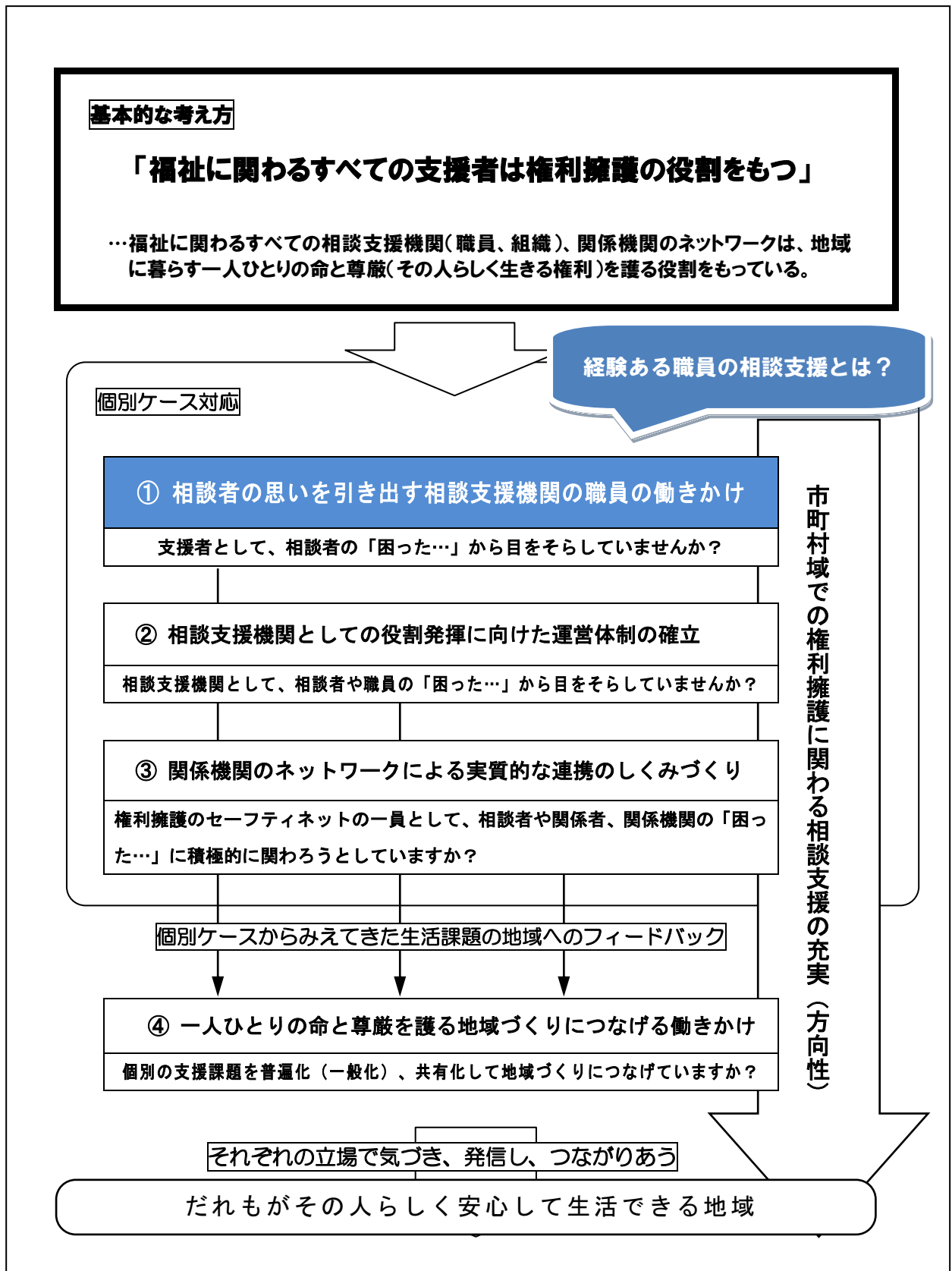
- ・ 一方、委員会では、相談事例集はネットワークの全体像を整理したに過ぎず、地域の相談支援業務に活かすには漠然とした整理にとどまっているとの意見もありました。県域全体の権利擁護相談が集約される専門相談機関として、支援者の具体的な実践ノウハウを整理していく必要があることを確認しています。
- ・ この流れを受けて、平成 22 年度の委員会では、事例集の課題整理「①相談者の思いを引き出す相談支援事業者職員の働きかけ」を焦点に、相談支援事業者職員の初動期の相談支援を検証しました。本書はそのまとめとして、委員会の課題認識について整理しています。

相談支援機関（組織）としての役割発揮、地域づくりに向けて

- ・ 本人や家族の声に気づいても、その後の迅速な対応につながらないケースがあります。
- ・ 相談支援機関職員が権利擁護の視点をもっていても、所属する組織としての受けとめが難しかったり、関係機関との連携につながりにくい現状があるようです。
- ・ 派遣事業の活用を通して、相談支援の検討に法律家等の専門家が参加すること、第三者の視点から支援を検証すること、それらを地域のしくみと定着していくことの重要性を認識しています。
- ・ 今後の課題として、相談支援機関が権利擁護の視点をもって組織的に相談支援に取り組んでいくこと、地域の関係機関で権利擁護の視点を共有していくこと、その上で専門家や第三者の評価をうけるタイミングを見計らうノウハウを身につけていくことについて協議を進めていきます。



➤ 市町村域での権利擁護に関わる相談支援の充実に向けた視点の整理（事例集より抜粋）



①相談者の思いを引き出す相談支援機関の職員の働きかけ

～相談支援機関の職員として、相談者の「困った…」から目をそらしていませんか？～

＜取り組みの方向性＞

- ・ 福祉の専門職として目の前にある困りごとを見逃さない
- ・ 相談者を中心とした生活課題の本質を捉える専門性の向上

＜相談支援機関の職員に求められる視点＞

権利侵害が起きている状況に慣れてしまっていないか。

- 「このレベルで介入していたらきりが無い」「このくらいのケースは珍しくない」など、権利侵害が起きている状況を見過ごしていないか。
- 「困り感がない」「支援を拒否している」という理由で相談者との関わりを止めていないか。
- 明らかな権利侵害や生命に重大な危険が及ぶまで、「見通しの立たない見守り支援」を続けようとしていないか。

相談窓口業務がルーチンワーク化していないか。

- 相談窓口業務が「一般的な制度説明」「サービス利用の可否の説明」の案内にとどまっているか。
- 相談者にとって必要な支援を積極的に組み立てようとしているか。「既存のサービスの単純な組み合わせの検討」にとどまっているか。
- 「事業やサービスの対象外」という判断だけで相談者との関わりを止めていないか。

相談者の思いを引き出そうとしているか。

- 相談者が本音を打ち明けられるような場面を設定しているか。相談者の立場に立ち、心情的な理解に努めているか。
- 相談者の意思を確認することなく、親族等の第三者の考えを優先していないか。
- 目の前にある課題解決だけに満足して、背景にある問題を見落としていないか。

積極的に相談ニーズを受け止めようとしているか。

- 地域住民の生活課題の把握に向けて意識的にアンテナを張っているか。